

秘密
厳守



相談
無料

1人で悩まないで 気軽に相談してみませんか？

学習面のことでも生活面のことでもどんなことでもOK!

お問い合わせ ☎ **0853-21-0008** (代) ※「センター校担当者」宛てにお電話ください。

📱 **080-6325-0998** (担当者直通)

✉ izumo-i-room@pref.shimane.lg.jp

- 相談時間**
- 電話相談：平日（土・日・祝日除く） 午前9時～午後4時
 - 来訪相談：平日（土・日・祝日除く） 午前9時～午後4時 *事前の予約が必要です
 - メール相談：随時 *メッセージを確認後、担当者から返信を行います

- 相談内容**
- 人間関係で... ・コミュニケーションがうまくとれない ・感情のコントロールが苦手
・なぜ怒られているのか分からないことが多い ・友人ができない
 - 学習で..... ・提出忘れや、忘れ物が極端に多い ・今何を学習しているのか分からなくなることがある
・読めるのに書けない ・板書を時間内に写せない
 - 日常生活で... ・急な日程、場所変更戸惑う ・全体への指示をよく聞き落とす
・周囲のちょっとした音が気になり集中できなくなる ・極端に片付けが苦手
・すぐに物を無くしてしまう
・一つのことに集中してしまい、周りの変化に気づくのが遅れる

対象者 ● 生徒、保護者、関係の方

- その他**
- 継続相談にも応じます
 - 必要に応じて、他の相談機関、専門機関を紹介します

対応者 ● インクルーシブ教育システム推進センター校(出雲高等学校)の教員



インクルーシブ教育システム推進センター校
(島根県立出雲高等学校)

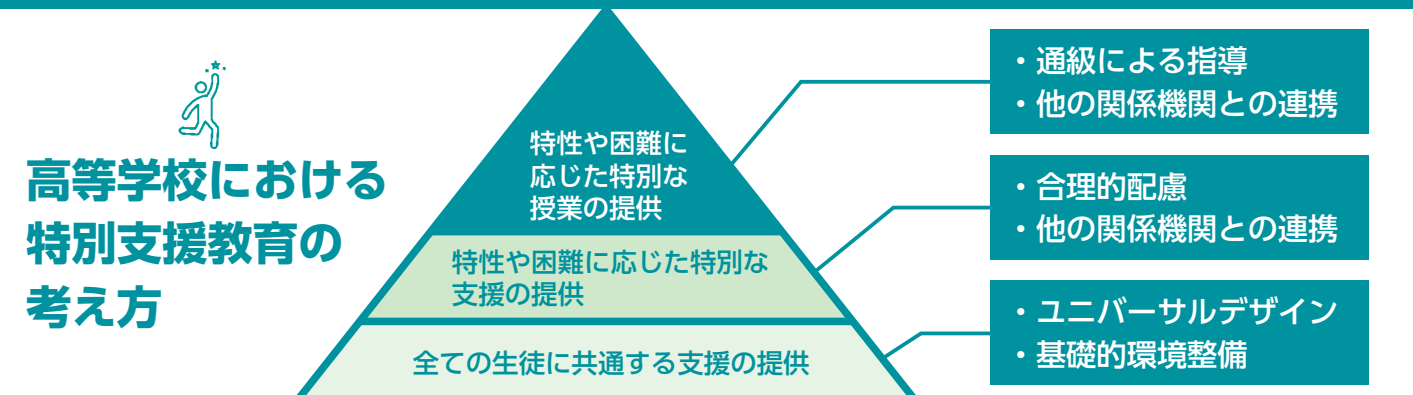
高等学校における 特別支援教育の推進 を目指して

インクルーシブ教育システム推進センター校(島根県立出雲高等学校)の案内

💡 以下のサポートが受けられます！

**センター校担当者
との相談**

**通級による指導
(I-Room)**
アイ・ルーム



全ての生徒の学びの機会や権利を保障するために、**全ての生徒を対象とする指導・支援から関係機関の活用を含めた個別の指導・支援へつなぐ校内体制**を構築することが大切です。

出雲圏域「通級による指導」

🔍「通級による指導」とは？（学習上または生活上の困難の改善・克服に必要な特別な指導を特別な場で行う教育形態）

集団の中で多様性を生かしていくために

I-Room アイルーム

Iには、I（私）・eye（見守る目）・inclusiveのI・IzumoのIなどが含まれます。
『私の取説（トリセツ）』と一緒に作っていきましょう。

対象生徒

- 学習や生活に困難さがあり、一部特別な指導を必要とする生徒
- 本人および保護者の合意が得られた生徒

指導内容

- 自立と社会参加を目指し、学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導

指導時間

- 通常の授業に加え、週1回または2週間に1回程度、放課後の時間に実施します。

言語活動

場面認識

ライフスキル

自己理解

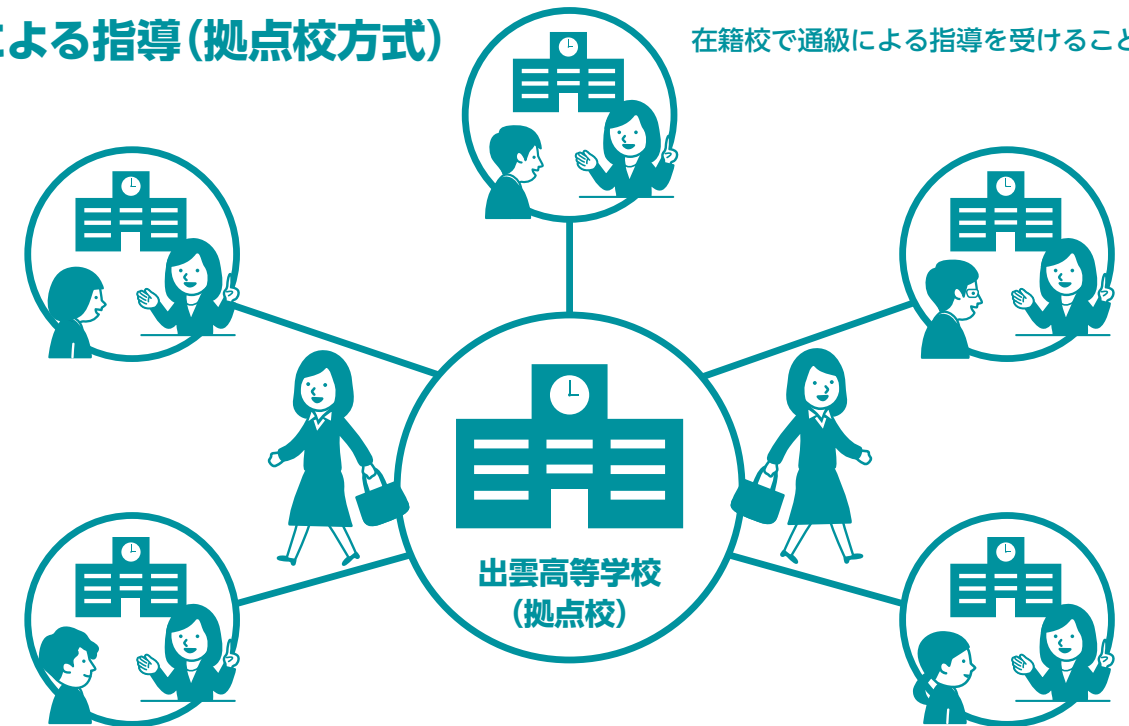
<指導内容例>

- ・自分の特徴（長所・得意なこと）
- ・コミュニケーション（受容・表出言語）
- ・他者の感情理解
- ・場面に応じた言動
- ・アンガーマネジメント
- ・ストレスへの対処
- ・整理整頓、持ち物の管理
- ・行動の計画
- ・生活リズム
- ・相談できる人や場所
- ・学習の仕方
- ・学びの保障のためのICT活用

*実態に応じて指導内容を個別で決定します

通級による指導（拠点校方式）

在籍校で通級による指導を受けることができます



I-Room 指導の流れ

意思の表明

本人、保護者のニーズや意向、意見を踏まえ検討します。

担当教員との面談・相談

指導終了単位取得

学習を振り返り評価をします。

通級指導の実施

生徒や保護者の願いをもとに「指導計画」を作成し指導します。

協議・決定

学習状況や学校生活の実態から通級による指導をするかしないかの決定をします。

I-Roomに関するQ&A

Q1 どのような生徒が対象になりますか？

A1 学習上または生活上の困難がある生徒のうち、本人と保護者が希望し、校内委員会等で一部の教育課程を変更して、個別の対応が必要であると判断された生徒が対象となります。

Q2 どうやったら履修できますか？

A2 まずは、担任の先生等の在籍する学校の先生にご相談ください。学校の先生や保護者、本人と協議を重ね、利用の決定を判断します。直接センター校に相談していただいても構いません。

Q3 誰が担当しますか？

A3 担当はインクルーシブ教育システム推進センター校(出雲高等学校)の教員です。

Q4 単位の認定はどのようにしますか？

A4 令和4年度より、「自立活動」の単位として認定されます。1単位当たり35時間を標準とした指導計画を作成して指導し、その目標が十分に達成できたと校長が判断した場合に単位の認定を行います。

Q5 学習内容はどのように決定しますか？

A5 本人の必要性や保護者の願いをもとに学習内容を決定します。高校は社会に出る前の最後の教育機関になることがあるので、将来の社会参加や自立に向けた内容を意識した指導内容が含まれます。

Q6 個別の教科学習をしてもらえますか？

A6 各教科の遅れを補充する時間ではありません。特に必要な場合に教科の内容を取り扱いながら指導を行うことはあります。

